



US Topics

November 12, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

Point of View シリーズ: リース会計の将来

使用を意図しない取得された資産 — 使用する意図がなくても、計上しなければならない場合があります

FASBとIASBが覚書に対するコミットメントを再確認

FASBが特定の投資企業に対するFAS 167の適用延期および特定の手数料が変動持分に相当するかどうかのガイダンスの修正を提案

その他のFASB関連記事

米下院委員会が「投資家保護法」を承認

■ Point of View シリーズ: リース会計の将来

FASBとIASBは、キャピタル・リースのみでなく、すべてのリース取引に対し、貸借対照表への表示を要求する準備が整ったように見えます。その結果、借手による財務報告、設備リース、IT、システム、統制に対する影響は相当なものになる可能性があります。不動産、製造設備、航空機、鉄道車両、船舶、コンピューター、テクノロジー等の事業用の高額なリース項目は非常に大きな影響を受けることになります。オフィス機器や車両など、多数の小額リース資産を保有する企業も影響を受けることになります。

審議が継続する中、両審議会はすべてのリース資産を貸借対照表上に表示させることに概ね合意しました。いくつかの詳細については未定ですが、2009年3月に公表されたFASBとIASBによる共同ディスカッション・ペーパーで説明されたモデルは、現在のリース会計に対する多数の批判に対応し、基準設定団体からの堅固な支持を得ているようです。Point of Viewシリーズの最新号において、PwCは企業に対し、すべてのリース資産を貸借対照表に反映することによる潜在的な影響の分析と予測を開始することを推奨しています。この白書は、こうした変更内容が企業に与える影響について議論しています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、この白書の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=MSRA-7XQT6Z&SecNavCode=MSRA-7R5P5L&ContentType=Content>

■ 使用を意図しない取得された資産 — 使用する意図がなくても、計上しなければならない場合があります

多くの合併および買収(M&A)取引において、買手は使用する意図のない資産を取得する場合があります。M&A基準¹以前、買手はM&A取引の会計処理において、使用する意図のない資産の評価を非常に低くもしくは無価値とすることになっていました。現在、このような資産も、市場参加者の視点から、その視点を実際の買手とは異なっていたとしても、公正価値で評価しなければなりません。

¹ ASC 805 (FAS 141(R)「企業結合」を含む)は、M&Aに関する米国基準であり、ASC 810(FAS 160「連結財務諸表における非支配持分」を含む)は連結会計に関する米国基準です(総称して「M&A基準」と呼ばれます)。

買手が積極的な使用を意図しない資産によくあるタイプで、かなりの注目を集めているものの中に「防衛的資産」と呼ばれるものがあります。PwCの発行する「合併と買収に関するスナップショット」の最新号では、防衛的資産の当初認識、測定、および事後の会計処理について企業が直面する可能性のあるいくつかの問題に焦点をあてています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、この記事の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=MSRA-7XQPL4&SecNavCode=MSRA-7QRG8V&ContentType=Content>

■ FASBとIASBが覚書に対するコミットメントを再確認

今週、FASBとIASBがUS GAAPとIFRSの改善およびコンバージェンスの進展へのコミットメントを再確認する声明を公表しました。両審議会は2006年の覚書(Memorandum of Understanding; MoU)に記載された主要な共同プロジェクトの完了に向けた努力を強化することについても合意が行われました。当初2006年2月に公表されたMoUは、投資家に報告される財務情報を改善するための高品質な共通の基準を開発することによってコンバージェンスを模索するものです。さらに、このMoUは2008年にアップデートされ、IFRSとUS GAAPの両方を改善し、2011年までに共通基準を公表するための共同作業を行うことに両審議会が合意した11の主要プロジェクトを含んでいます。共通の高品質基準の整備に向けた取組みを再確認する中で、両審議会は、現在実施中の共同のコンバージェンスへの取組みに対する20ヶ国・地域首脳会合(G-20)、FASBおよびIASBの金融危機諮問グループ、国際会計基準委員会(IASC)財団の監視委員会から受けた支持にも言及しています。

▼ FASBとIASBの共同声明の全文は、以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156535882

また、MoUへのコミットメントに関するIASBとFASBの再確認に関連して、IASC財団および財務会計協会(FAF)は、MoUに記載されたコンバージェンスの達成指標の達成のためのFASBとIASBの共同作業への支持を表明する声明を公表しました。

▼ IASC財団およびFAFの声明の全文は、以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156536040

■ FASBが特定の投資企業に対するFAS 167の適用延期および特定の手数料が変動持分に相当するかどうかのガイダンスの修正を提案

今週の会議において、FASBは、特定の投資企業に対するFAS 167²「FASB解釈指針第46号(R)の改訂」の適用延期を提案することを決定しました。この提案において、アセット・マネージャーが投資企業の潜在的な重要な損失を補填する義務を負っている場合もしくは投資企業の損失の不均衡な負担を吸収する持分を保有している場合には、その投資企業は延期措置の対象になりません。また、FASBは、1940年投資会社法Rule 2a-7の対象となるマネー・マーケット・ファンドに対するFAS 167の適用から延期する提案も決定しました。アセット・マネージャーは、延期措置の対象となる企業については既存のガイダンスを引き続き適用することになります。

FASBは意思決定者もしくはサービス提供者への手数料が変動持分に相当するかどうかを明確化するために、FAS 167のパラグラフB22のガイダンス改訂の提案も決定しました。

² Consolidation.この文書の発行時点において、FASBは未だFAS 167を会計基準成文化(Codification)に掲載していません。FASBは近い将来、FAS 167のCodificationへの掲載を告知する会計基準アップデートを公表するものと予測されます。成文化された場合、このガイダンスはASC 810「連結」の中に掲載される予定です。

▼ この提案についての詳細は、CFODirect Network に掲載されている PwC の Breaking News 記事をご覧ください。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7XPNXD&SecNavCode=ASPP-5SLM5R&ContentType=Content>

■ その他のFASB関連記事

会議の概要: 11月11日の会議において、FASBは、(1) FAS 167の適用、(2) FAS 160の適用範囲の再検討、(3) 石油およびガスに関する開示、(4) 公正価値金融商品に関する開示の改善、のプロジェクトに関する議論を行いました。FASBの決定事項の概要については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FActionAlertPage&cid=1176156542768

次回のFASB公開会議: FASBは11月17日に会議を開催し、金融商品の会計処理に関するプロジェクトについて議論を行う予定です。FASBとIASBは11月18日に共同会議を開催し、(1) 排出権取引スキーム、(2) 保険契約、(3) リース、(4) 収益認識、に関する共同プロジェクトについて議論を行う予定です。これらの会議の詳細は以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FSectionPage&cid=1218220079452>

EITF 会議: FASBの発生問題専門委員会(EITF)は11月19日に会議を開催予定です。EITFは、以下の問題についての議論する予定です。

- Issue No. 09-E「株式および現金のコンポーネントを伴う株主への分配を含む株式配当に関する会計処理」
- Issue No. 09-J「株式報酬の行使価格を、対象となる持分証券が主として取引される市場の通貨建てとすることによる影響」
- Issue No. 09-2「資産買収において取得された研究開発資産および条件付対価」
- Issue No. 09-I「貸付金が単一の資産として会計処理されるプールの一部である場合における貸付金の修正の影響」
- Issue No. 09-G「保険会社の繰延取得費用の定義の明確化」
- Issue No. 09-F「カジノ産業におけるジャックポット(Jackpot)負債」

EITFの会議に関する詳細な情報は、以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FSectionPage&cid=1218220137540>

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 保険契約
http://www.fasb.org/insurance_contracts.shtml
- 法人所得税
http://www.fasb.org/short-term_intl_convergence_income_tax.shtml
- 石油およびガスに関する開示
http://www.fasb.org/oil_and_gas_disclosures.shtml
- 収益認識
http://www.fasb.org/revenue_recognition.shtml

■ 米下院委員会が「投資家保護法」を承認

最近米下院金融サービス委員会によって「投資家保護法」が承認されたことを受け、米議会は投資家保護法だけでなく、システミック・リスクの規制当局を創設、政府に対する清算権限の付与、ヘッジ・ファンドおよびデリバティブに対する追加的な規制の制定のための法律の制定を含む包括的法案を進展させ続けています。最終法案が立法化されるまでに大幅な変更が実施される可能性があります。しかしながら、立法化の進展に伴い、企業の関心が高まる可能性の高い、注目に値する項目には以下のようなものがあります。

- 株式発行時価総額が7,500万ドル以下の公開企業に対するサーベンス・オクスレー法の内部統制監査規定(404条(b))の適用の永久免除
- 株式発行時価総額が7,500万ドル～2億5,000万ドルの企業に対する「404条(b)遵守によって発生する負荷」に関し、SECおよびGAOに対し共同研究の実施を要求
- 取締役法執行活動を成功に導く情報を提供した内部告発者を奨励する報酬プログラムの創設
- PCAOBにブローカー・ディーラーの監査人の検査権限を付与
- 株主による企業取締役の指名を容易にするための権限をSECに付与
- 取締役法執行強化を目的として今後5年間でSECの予算を倍増

PwCでは立法化の進展に合わせて今後もアップデートを提供していく予定です。

お問い合わせ:

あらた監査法人
東京都中央区銀座8丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.